

2019（平成31）年度 事業計画

社会福祉法人山鳩会
幼児室ポッポ

1. 理念・方針

（1）法人理念

①障がいがある人に…

自分の持っている力を発揮しながら、普通の生活を営み、自らが社会に価値のあるものである事に気づき、自己実現していけるよう支援する。

②障がいがある人の家族に…

障がいがある人への思いを受け止め、それを実現していく。

③援助者には…

障がいがある人と共に歩みつつ、自己実現を図るために必要なサービスを提供し、常に向上的である人材に育てる。

④地域の方に…

共に生きていく環境を実現するために、お互いにメリットのある関わりを築いていく。

（2）中期目標（平成29年度～平成31年度）

大人との信頼関係を築き、友だちへの興味を育てる。家族の心の支えとなる。安心して過ごせるように環境を整える。

（3）基本方針

- ①基本的な人との信頼関係を育てるために、子どもたち一人ひとりをしっかりと受け止め、支えていく。
- ②子どもたちがのびのびと自分らしくふるまえるよう、職員の在り方や環境整備を考えて保育にあたる。一人ひとりに即した遊びを見つけ、遊びを通して自己表現できるよう支援する。
- ③感性豊かに心身の発達を促すことのできるよう、自然からのエネルギーをたくさん体感できる保育内容を行う。
- ④身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる支援を行う。
- ⑤社会の変化に伴い、孤立を深める母親や家庭の多様なニーズを敏感にとらえ、各家庭にそった支援を行う。
- ⑥行事を通して子どもたちの発達を促すと同時に、母親に対しても子育てを知る機会となる場を提供する。

2. 施設概要

- （1）施設種別 指定障害児通所支援事業（児童発達支援）
- （2）利用定員 10名（利用者数：19名）

- (3) 開所年月 平成25年4月
- (4) 施設規模 敷地面積 685.07㎡
 延床面積 指導訓練室43.5㎡・相談室6.39㎡
 (あきつの園の建物の2階2室)
 建物構造 鉄筋コンクリート造(地上2階建て)
 賃貸区分 (土地)市有地 (建物)所有

3. 職員構成

(1) 雇用契約あり

職 種	配置人数
管理者	1名
児童発達支援管理責任者	1名(兼務)
保育士 (常勤職員)	2名
児童指導員 (常勤職員)	1名
調理員 (常勤職員)	0名
事務員 (非常勤職員)	0名
保育士 (非常勤職員)	1名
児童指導員 (非常勤職員)	0名
指導員 (非常勤職員)	4名
臨床心理士 (非常勤職員)	1名
調理員 (非常勤職員)	0名
看護師 (非常勤職員)	0名
理学療法士 (非常勤職員)	0名
作業療法士 (非常勤職員)	0名
合 計	10名

(2) 嘱託

小児神経科医師 (2回/年)	1名
看護師 (1回/年)	0名
理学療法士 (1回/月)	0名
作業療法士 (2回/月)	0名
リトミック講師 (3回/年)	1名
音楽療法講師 (10回/年)	2名
合 計	4名

4. 利用者状況

(1) 障害程度

	1度	2度	3度	4度	未定	合計
愛の手帳	0名	0名	3名	2名	14名	19名
身障手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名
精神保健手帳	0名	0名	0名	0名	0名	0名

(2) 年齢構成

【集団保育】 15名（平均年齢3.6歳）・・・週1日～週5日（1日平均10人）

	新入園児		継続児		計
	男	女	男	女	
1歳児	0名	0名	0名	0名	0名
2歳児	1名	0名	0名	(2年目) 1名	2名
3歳児	2名	0名	(2年目) 1名	(2年目) 1名 (個別から集団) 1名	5名
4歳児	1名	0名	(3年目1名) (2年目1名) 2名	(3年目) 1名	4名
5歳児	0名	1名	(3年目1名) (2年目1名) 2名	(3年目) 1名	4名
計	4名	1名	5名	5名	15名

【個別指導及び臨床心理士による相談支援】

4名（平均年齢3.0歳）・・・週1回・月1回利用

	新入園児		継続児		計
	男	女	男	女	
1歳児	0名	0名	0名	0名	0名
2歳児	0名	0名	0名	1名 (個別2年目)	1名
3歳児	1名	0名	0名	1名 (個別2年目)	2名
4歳児	1名	0名	0名	0名	1名
5歳児	0名	0名	0名	0名	0名
計	2名	0名	0名	2名	4名

※集団保育と個別指導の利用者を合わせ、1日10名とする。

(3) 担当福祉事務所

東村山市	他市					合計
18名	1名					19名

(4) 障害程度区分・・・該当せず

区分	2	3	4	5	6	未定	合計
人数	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名

5. 日課

(1) 月曜日～金曜日（木曜日を除く）

時間	内容
9:00～10:00	送迎と併行して、個別指導・臨床心理士による相談を行う
10:00～10:30	集団保育登園・自由遊び
10:30～12:20	集まり・園外活動
12:20～13:30	手洗い・昼食・自由遊び
13:30～14:00	おやつ・紙芝居等・集団保育降園
14:00～16:00	送迎と併行して、個別指導・臨床心理士による相談・個人面談を行う

(2) 木曜日

時間	内容
9:00～10:00	送迎と併行して、個別指導・臨床心理士による相談を行う
10:00～12:00	集団保育（1歳児～4歳児：7名）
12:00～13:00	送迎と併行して、集団保育の振り返りを行う
13:00～14:30	グループ指導（5歳児：3名）音楽療法1回/月
14:30～16:00	送迎と併行して、個別指導・臨床心理士による相談・個人面談を行う

6. 重点目標

- (1) 近年、ポップオを利用する子どもの大半が視覚・聴覚等感覚過敏である。そのため、感覚過敏の子どもたちが安全で安心な療育を受けられるよう様々な工夫をする。
- ①ミーティングにて、毎日振り返り、柔軟に対応策を考えて日案を立てる。
 - ②前期は刺激を減らすため、一緒に活動するメンバー・場所・内容を工夫する。
 - ③後期は子どもの状態を共有した上で、活動するメンバー・場所・内容を拡げていく。
 - ④担当者同士コミュニケーションを取りながら、担当の子どもが自発的に遊びを見つけられるように、環境を整え丁寧に関わる。

(2) 市内の保育園の受け入れ条件が厳しいため、入園が困難である。また、幼稚園を退園してポッポに入園する子どもが毎年いる。更に保護者は順調な成長を願って集団生活への選択に慎重になっている。そのため、ポッポの在園期間が長くなり、保護者は保育日数の増加を希望している。子どもの状態と家庭状況を考えて必要な支援を行う。

①年長児（5歳児）のグループ指導を継続する。

就学前に必要な支援を子どもの発達に合わせて行い、進路相談も含めて親子の支援を重点的に行う。

②新たに音楽療法を取り入れる。

音楽療法は、ことばでのコミュニケーションが難しい子どもたちが音楽を使って感情を伝えられる。したがって、グループ指導において丁寧な関わりをするとともに、より専門的な音楽療法を取り入れる。

③ポッポに通園しながらより一層成長を促進するために、新たな集団を体験できる場（一時保育、一時預かり、交流保育など）を探し、連携して保育を行う。

④体力がついた4歳児・5歳児の保育日数を増やす。また、年齢を問わず各家庭状況に合わせて保育日数を決める。

⑤幼稚園及び保育園との併行通園を行う子どもに対して個別指導を行い、思いきり自分を出せる場を提供する。

(3) 人との関係を育てることを大切に考える保育を継続し、一人ひとりの障がいや心身の特性に応じた支援を行う。

①一人ひとりを大切にする支援を行う。

- ・担当者自身がその日の保育を簡潔に記録し、子どもとどう向き合うかを考える。
- ・ミーティングにて、療育の視点から毎日細かく振り返り、柔軟に対応策を考えて日案を立てる。
- ・担当者同士コミュニケーションを取りながら、子どもの状態を把握し支援の仕方を共有する。

②職員全体の支援の質を上げる。

- ・発達や障がいの特徴をとらえるために日々勉強し、週1日臨床心理士に日常保育における子どもの様子や支援の在り方を見てもらい、アドバイスを受ける。
- ・臨床心理士による事業所内研修を年3回行う。

(4) 関係機関連携をさらに深める

①市内の保育園、児童発達支援事業所、市役所の子育て支援課、子ども育成課、子ども相談室等が集まり、月1回“障害児ケア担当者連絡会議”が行われている。今後も継続して参加する。

②秋津・青葉子育てネットワーク会議に参加し、情報収集を行う。

③市の関係機関とケース会議などを定着させ、情報共有をさらに深める。

(5) 週1日臨床心理士を配置することにより、保護者が必要とする丁寧な家庭支援を行う。

①保護者全員に月1回の個別相談を行い、臨床心理士が必要な助言と支援を行う。幼児期にお

ける親子関係の大切さに気づいてもらう。

②年1回（10月）グループ相談を行う。保護者からの子育ての悩み等に対する相談に応じ、必要な助言と支援を行う。幼児期における親子関係の大切さに気づいてもらう。

③年2回、就学に関する情報提供（5月）及び幼稚園・保育園等の進路に関する情報提供（8月）の場を持つ。必要に応じて、進路相談を行う。

④幼稚園及び保育園との併行通園を行う保護者に対して、臨床心理士が相談に乗る。

⑤来年度入園希望の母親で精神的な支えが必要なケースは相談支援と個別指導を行い、保護者が我が子を受け入れられるように共に考え、入園までの半年間を支援する。

（6）多機能型事業所の特性を生かし、施設祭・クリスマス会などの行事において交流の場を設けてお互いの理解を深める。年1回、合同で救命講習と避難訓練を行う。

（7）歯科検診を行い、虫歯予防への意識を持ち定期的な歯科健診につなぐ。

（8）年間行事予定

	内 容
4月	新入園児母子通園・保護者会及び保育参観
5月	就学に関する話（臨床心理士）
6月	小児神経科医師の診察及び相談
7月	夏期保育開始・個人面談（希望者のみ）
8月	市内の幼稚園及び保育園に関する話（臨床心理士）・夏休み
9月	夏期保育終了・個人面談・個別支援計画のモニタリング&見直し
10月	進路面談・グループ相談（臨床心理士）
11月	運動会・バス親子遠足（昭和記念公園）・芋掘り（地域）
12月	施設祭・小遠足（八国山）・冬休み
1月	冬休み・ホットケーキ作り・歯科検診
2月	豆まき・小児神経科医師の診察及び相談
3月	お別れ遠足・個人面談・個別支援計画のモニタリング&見直し・小遠足（八国山）・春休み

その他

誕生日会	誕生月毎に行う。
リトミック	年数回、嘱託講師によって行う。
保護者会	年7回、全体的な子どもの様子や行事について説明する。保護者同士が子育てについて共に考え、支え合っていける場になるように、保護者同士の繋がりを支援する。必要に応じて2グループに分けて行う。
個別支援計画 特別支援計画 モニタリング	年2回、保護者との話し合いによって、子どもがのびのびと自己表現しながら集団生活に適應するために必要な課題を把握して、個別支援計画を作成し、保護者に説明する。半年ごとにモニタリングを行う。
個別指導	子どもの様子を見て必要と思われる場合に、個別支援計画に基づいて行う。

相談支援

個人面談 (子ども支援)	年2～3回、担当保育者が保護者と子どもの成長や悩みについて一緒に考え、その時の子どもの状態像を共通理解する。そして、先に向けてどのように支援していくかを話し合う。その他進路面談等必要に応じて行う。
個別相談 (家庭支援)	毎月1回、臨床心理士が保護者と個別相談を行い、子育てに関することや保護者の悩みを丁寧に聞き、専門家の視点から助言等の支援を行う。
グループ相談 (家庭支援)	年1回、保護者同士が悩みを共有し、子育てについて共に考える場を設ける。臨床心理士が必要に応じてスーパーバイズの役割を担い支援する。
地域相談 (地域支援)	卒園児の保護者や、ポッポに入園するまでの乳幼児の母親の相談を受け、臨床心理士が子育てに関することや保護者の悩みを丁寧に聞き、専門家の視点から助言等の支援を行う。

7. 防災訓練

- ・災害時の利用者の安全を図るため、防災計画に基づき、月1回の避難訓練を行う。
- ・年1回、あきつの園と合同で救命講習と避難訓練を行う。

8. 地域との交流

- (1) 地域の子育て施設と連携をはかり相談支援の充実を図る。
- (2) 秋津・青葉子育てネットワーク会議に参加し、情報収集を行う。
- (3) 秋津青葉子育てまつりに参加する。また、児童館や図書館において情報を発信し、ポッポの理解につなげる。

9. 実習生の受け入れ

- (1) ケア担交流実習を行い、他施設の長所を学ぶ。また、集団保育や一時保育の子どもを理解してもらえよう話し合いの機会を持つ。
- (2) 職場体験実習を受け入れる。

10. 親の会との連携

- (1) 運動会等に参加する。
- (2) 親の会総会資料及び親の会便りを配布して活動内容を知ってもらい、在園中の入会について説明する。

11. 職員研修

- (1) 臨床心理士による事業所内研修において、在園児や家庭への理解を深め、課題を明確にして支援の質の向上につなげる。
 - ①週1回のケース会議において、臨床心理士のスーパーバイズを受ける。
 - ②年3回、事業所内研修を行う。テーマを決めて話し合いながら課題を明確にして支援に生かす。

(2) 視野を広め、子どもや社会への理解を深める。

- ①FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会
- ②ケア担主催の交流実習・施設見学
- ③東村山市教育委員会主催、保育コーディネーター研修
- ④新日本医師協会東京支部主催、乳幼児の発達の部門の研修
- ⑤明治安田こころの健康財団主催、乳幼児の発達の部門の研修

(3) 経営の健全化や運営の適正化の推進、サービス内容の質の向上を図る。

- ・東京都福祉保健局主催、東京都福祉保健財団主催の研修

1 2. 会議予定

種目	回数	内容
職員会議	1回/月	子どもの様子・リスク・行事の話・研修報告等
ケース会議	1回/週	臨床心理士とのケース会議及び研修会
アセスメント会議	6回/学期	学期末に子どもの成長と課題について話し合う
合同職員会議	1回/月	事業内容他
ケア担当者連絡会議	1回/月	市子ども育成課・子ども相談室・保育園との会議

1 3. 苦情解決、個人情報保護、権利擁護、セクシャルハラスメント防止

(1) 苦情解決

- ①日々一人ひとりを大切にする支援を行い、苦情に対しては真摯に受け止め迅速且つ円滑な解決策を見だし、再発防止に努める。
- ②苦情解決については、第三者委員を設置し対応に当たる。

(2) 個人情報保護

- ①個人情報の取扱いには細心の注意を払い、データの管理を適切且つ安全に扱う。

(3) 権利擁護

- ①人的・物的に安心して安全な保育環境になるよう努め、子どもの権利を守る。
- ②子どもたちがのびのびと自分らしくふるまい、遊びを通して自己表現できるよう支援する。

(4) セクシャルハラスメント防止

- ①男女1名ずつ担当者を配置し、防止・対応に当たる。

(5) 虐待防止

- ①日頃から家庭との信頼関係を深め、いつでも話しやすい関係を作っておく。
- ②保育者は常に自分を客観的に見つめる目を持ち、言動に細心の注意を払い子どものこころを

傷つけないようにする。定期的に自己チェック表を活用する。

③担当者配置し、防止・対応に当たる。

苦情解決

	氏名	連絡先
責任者	柚山 芳江（施設長）	042-396-4380
担当者	堀井 晶子（支援員）	同上
第三者委員	江幡 房江（民生委員）	042-391-7013

セクシャルハラスメント

	氏名	連絡先
責任者	柚山 芳江（施設長）	042-396-4380
担当者（男性）	徳田 文雄（施設長）	同上
担当者（女性）	堀井 晶子（支援員）	同上

虐待防止

	氏名	連絡先
責任者	柚山 芳江（施設長）	042-396-4380
担当者	堀井 晶子（支援員）	同上